

古物営業法、質屋営業法、警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に係る審査基準及び処分基準の改定について

標記の件については、意見公募手続を実施せず改正を実施したので、「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」第7の3項の規定に基づき、その旨公表いたします。

1 意見公募を実施しなかった理由

今回の一部改正は、警察庁により示された全国一律のモデル基準に従ったもので、県に実質的な裁量の余地がないことから、「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」第4の除外規定（軽微な変更等と認めるもの）に該当するため、意見公募手続を実施しませんでした。

2 改正の概要

(1) 審査基準

ア 古物営業法及び質屋営業法に係る審査基準について、法令の規定に合わせて、許可の基準を追加しました。

イ 警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に係る審査基準について、法改正により不要となった審査基準を削除しました。

ウ その他法令の改正等による条ずれの解消、文言や言い回し等をモデル基準に合わせて修正しました。

(2) 処分基準

ア 古物営業法及び質屋営業法に係る処分基準について、処分の概要を明確にするため、「差止め」を「保管命令」に変更しました。

イ 警備業法に係る処分基準について、認定証が廃止されたため、法令違反行為等から「認定証再交付申請義務違反」「認定証書換え申請義務違反」及び「認定証返納義務違反」を削除しました。

ウ 探偵業の業務の適正化に関する法律に係る処分基準について、「届出証明書揭示義務違反」を「標識揭示義務違反」に変更しました。

エ 法令の新設や改正に伴い法令違反行為に追加、条ずれの解消等を行いました。

3 施行日

令和7年6月5日

【問い合わせ先】

熊本県警察本部生活環境課

電話 096-381-0110(内線 3183)